

# 平成20年度 事務事業評価表

	コード	H20-F-02
事務事業名	不法投棄監視員謝金	主管課局 地域環境整備課
		担当名 生活環境担当

## 1. 事務事業の概要

計画体系	(章)	1. 快適な生活環境づくり			(会計)	一般会計
	(節)	1-4 環境衛生の推進			(款)	衛生費
開始・終了年度	(開始)	平成5年度			(項)	清掃費
	(終了)	-			(目)	清掃総務費
事業の種類別	自治事務(任意)	自治事務(義務)	法定受託事務			
根拠法令等	美里町不法投棄監視員規程					
統合の検討可能な 関連・類似事業						
内容と目的	平成5年に不法投棄監視員制度開始当初は、東児玉、松久、大沢の各3名、計9名に監視員を委嘱し、不法投棄箇所を監視していたが、平成14年からは各字ごとの23名に委嘱し普段の生活の中でいつでも監視活動を実施し、不法投棄を未然に防ごうと努めている。					
現状と結果	監視員より不法投棄があれば報告があがってくる。					
課題と改善	この制度自体は、地元を監視するという観点から、それなりの成果が現れていると思われる。					
住民意見						
対象数	対象数	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		23	23	23		

## 2. 経費(決算額)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業費(千円)		460	460	460
財源 内訳	受益者負担			
	国・県支出金			
	その他特定財源			
	一般財源	460	460	460
備考				

### 3. 1次評価

評価項目と評価の視点			評価・評価コメント					
妥当性	(1) 事業の必要度	社会環境や住民ニーズなどの変化により事業の必要性や役割は変わっていないか	変わっていない	一部変わった	変わった			
	(2) 対象設定の妥当度	事業実施の目的として対象者は妥当か特定の団体や個人に偏っていないか	妥当である	あまり妥当でない	妥当ではない			
	(3) 実施主体の代替度	事業を町以外(民間や国・県など)に任せることができるか	可能でない	一部可能である	可能である			
有効性	(1) 成果の達成度	事業の実施により初期の目的や目標をどの程度達成しているか	達成していない	一部達成している	達成している			
	(2) 事業の見直し度	成果の状況を踏まえ、事業内容を見直す余地はあるか	見直す余地はない	検討の余地がある	見直す余地がある			
効率性	(1) 行政コストの削減度	経費節減によりサービス水準を低下させずにコストを下げることができるか	できない	検討の余地がある	できる			
	(2) 効率性の向上度	事業の効率性を上げるため他の事業との統合や事務の省力化など見直しの余地があるか	見直す余地はない	検討の余地がある	見直す余地がある			
	(3) 受益と負担との相関度	行政サービスの内容と負担を比較して、受益者負担の適正化の余地があるか	適正化の余地はない	検討の余地がある	適正化の余地がある			
総合評価	1. 見直しの必要なし	見直しの必要あり	2. 改善	3. 充実	4. 縮小	5. 統合	6. 廃止	1
予算反映	1. 現状どおり	2. 増額	3. 減額	4. 廃止				1
評価理由	町民の環境に対する関心レベルが上がり、1人1人が監視員になってくれるまでは必要な事業である。							

### 4. 行政評価検討プロジェクト意見聴取

1次評価に対する意見	美しい町を作るため現状では監視員制度はまだ必要であり、謝金も現状どおり必要である。
------------	---

### 5. 2次評価

総合評価	1. 見直しの必要なし	見直しの必要あり	2. 改善	3. 充実	4. 縮小	5. 統合	6. 廃止	1
予算反映	1. 現状どおり	2. 増額	3. 減額	4. 廃止				1
評価理由	環境を守ることは町の重要課題のひとつであり、現状ではまだ不法投棄も多いことから、監視員制度については引き続き行う必要がある。							

### 6. 外部意見聴取

評価全体に対する意見	自分の地域は自分で守るという意識のもとに、区長を中心として監視を行ってもらうこととし、謝金については、厳しい現状を考え廃止すべきである。
------------	--